

国立大学法人山形大学経営協議会 学外委員の選考方針

令和 3 年 3 月 8 日

学 長 裁 定

改正 令和 5 年 5 月 1 5 日

経営協議会は、国立大学法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な関係者から幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に活かすための会議体です。

山形大学では、上記の経営協議会の役割を踏まえ、学外委員については国立大学法人山形大学経営協議会規程第 3 条第 1 項第 4 号において規定されており「大学に関し広くかつ高い見識を有するもの」とし、経済・産業界、アカデミック分野、地方公共団体、マスメディアなど多様な業種や地域から、ダイバーシティを考慮し多面的な委員構成となるよう留意しています。また、本学の卒業生・修了生を少なくとも 1 名含むものとします。

なお、選考にあたっては、学内外の複数の有識者から意見を聴くこととします。